

令和2年7月1日現在

○吹田市生産緑地法施行条例

令和2年7月1日条例第24号

都市計画に生産緑地地区を定めることができる農地等の区域の規模についての生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の条例で定める条件は、300平方メートル以上であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。